

2026年2月9日

『貸切バス初任運転者に対する安全運転の実技指導』について

エクシードタクシー株式会社

「旅客自動車運送事業運輸規則47条の7第1項の規定に基づき旅客自動車輸送事業者が公表すべき運輸の安全にかかる事項等」(国土交通省告示第1089号)により一般貸切旅客自動車運送事業者が報告すべき事項に基づき公表するものです。

1.教育実施期間

新たに入社した運転者及び貸切バスに乗務する際、見極め試験で合格し選任されるまでの期間

2.指導の具体的な内容

下記の指導について第三者機関(独立行政法人自動車事故対策機構)で『バス部門初任診断』を受診後、運行管理者及び乗務経験豊富な乗務員もしくは指導者代表が行っています。

◆初任運転者に対する特別な指導内容(座学10時間以上)

- ①事業用自動車の安全な運行に関する基本的事項
- ②事業用自動車の構造上の特性と日常点検の方法
- ③運行の安全及び旅客の安全を確保するため留意すべき事項
- ④危険の予測及び回避
- ⑤安全性の向上を図るための装置を備える貸切バスの適切な運転方法
- ⑥ドライブレコーダー映像指導

◆安全運転の実技指導内容(20時間以上)

「主要な観光地」「主要な送迎地」「高速道路」「長い下り坂」「坂道」「市街地」「夜間走行」「車両点検及び特性」「お客様への対応」において、道路、交通状況並びに時間帯を踏まえ、安全な運転方法を添乗指導者により実施しています。

◆ 安全運転の実技指導 実施日程及び実施ルート 別途添付 ◆